

荻野運動公園における指定管理者の公募について

1 提案の趣旨

荻野運動公園は、平成 21 年度から指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウを活用し、市民サービスの向上や経費の削減に取り組んでいるところです。

同施設における指定管理期間が令和 2 年 4 月から令和 7 年 3 月までとなっていることから、令和 6 年度中に新たな指定管理者を選定する必要があります。

つきましては、指定管理者を公募するにあたり、募集要領を検討するものです。

【令和 7 年 3 月 31 日をもって指定管理期間が満了する施設】

No	施設名称	施設数	所管課	選定手法	指定期間
1	厚木市荻野運動公園	6	公園緑地課	公募	5 年 (R2. 4～R7. 3)

2 指定管理者候補者選定のスケジュール

時 期	実施内容
令和 6 年 2 月 8 日	○PPP/PFI 検討委員会 ・指定管理者の更新について ・選定手法、指定期間等について
4 月	○庁議（経営戦略調整会議、経営戦略会議） ・指定管理者の更新について ・選定手法、指定期間等について
5 月	○庁議（経営戦略調整会議、経営戦略会議） ・指定管理者候補者の募集要領について
6 月	○指定管理者候補者の公募
8 月下旬 ～ 10 月上旬	○指定管理者候補者の選定（書類審査、ヒアリング審査） ※審査は附属機関である指定管理者選定評価委員会が行います。

10月中旬	○庁議（経営戦略調整会議、経営戦略会議） ・指定管理者の指定について
12月	○市議会12月定例会議 ・指定管理者の指定について議案を提出

3 厚木市荻野運動公園について

(1) 施設概要について

名 称	厚木都市計画公園 6. 5. 1 号 厚木市荻野総合運動公園
種 別	運動公園
所在地	厚木市中荻野 1,500 番地
面 積	約 23.65ha（荻野運動公園約 15.65ha＋こどもの森公園約 8ha）

No.	施設名	供 用 開始年	施設構造	面 積	備 考
1	競技場 	平成元	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階地下1階	敷地 25,679 m ² 建築 1,262 m ² 延床 2,939 m ²	メインスタンド 1,532 人収容 芝生スタンド 約 4,000 人収容
2	テニスコート 	平成元	全天候型砂入り人工芝	敷地 3,158 m ²	人工芝 4 面 壁打ちコート 1 面
3	体育館 	平成5	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地下1階地上2階	敷地 11,002 m ² 建築 6,486 m ² 延床 10,941 m ²	メインアリーナ 観覧席 1,978 席

4	野草園管理棟 	平成 5	木造平屋建て	建築 122 m ²	
5	プール 	平成 6	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上 2 階	敷地 4,939 m ² 建築 1,804 m ² 延床 2,389 m ²	25mプール 6 コース 50mプール 8 コース 幼児プール
6	あつぎこどもの森 管理棟・作業小屋 	平成 28	木造平屋建て	延床 管理棟 198 m ² 作業小屋 161 m ²	

(2) 利用時間等

- ア 利用時間 午前 9 時から午後 9 時まで 体育館、競技場、テニスコート
 午前 9 時から午後 8 時 30 分まで プール
 午前 9 時から午後 4 時 30 分まで 野草園（3 月～11 月）
- イ 休館日 月曜日（祝日に当たるときは火曜日）
 年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）

4 指定管理者制度導入の経過について

期 間		指定管理者名	応募者数
第 1 回	平成 21 年 4 月～ 平成 24 年 3 月（3 年間）	日産クリエイティブサービス・ 東急コミュニティー共同企業体	7 社
第 2 回	平成 24 年 4 月～ 平成 27 年 3 月（3 年間）	（株）日産クリエイティブサービス	1 社
第 3 回	平成 27 年 4 月～ 令和 2 年 3 月（5 年間）	荻野運動公園マネジメント共同企業体	2 社
第 4 回	令和 2 年 4 月～ 令和 7 年 3 月（5 年間）	荻野運動公園マネジメント共同企業体	4 社

5 次期指定管理者募集に伴う指定管理業務の見直しについて

次期指定管理者の募集に当っては、市が委託している業務の一部について、指定管理者による一括した管理による業務の効率化を図るため、指定管理業務の範囲を見直し、指定管理者業務に次の業務を含めるものとする。

- ・あつぎこどもの森公園管理棟・作業小屋機械警備業務委託
- ・あつぎこどもの森公園管理棟カラー複合機賃貸借契約

6 次期指定管理業務に係る予算の考え方について

(1) 現在と同内容で発注した場合の指定管理・管理費用について（５年間）

（単位：千円）

項 目	今 期 令和２年度 ～ 令和６年度	次 期 令和７年度 ～ 令和１１年度	増額理由
指定管理料	1,363,465	1,541,868	・労務単価、物価上昇による人件費、委託費等の管理費用増額
追加業務			・エネルギー単価上昇による光熱水費増額
１ あつぎこどもの森公園管理棟・作業小屋機械警備	924		・施設利用料収入差による増額
２ あつぎこどもの森公園管理棟カラー複合機賃貸借	300		
		増額費	178,403

（増額の内訳）

（単位：千円）

項 目	金 額
労務単価、物価上昇（５年前比）による人件費、委託料等の増額	90,909
エネルギー単価上昇（５年前比）による光熱水費の増額	71,760
施設利用料収入（競技場、体育館、プール、テニスコート、回数使用券）差による増額	15,734
合計	178,403

(2) 指定管理料の上限額算出について（年額）**（単位：円）**

管理経費（合計）	R7	347,473,151		
	R8	347,473,151		
	R9	347,473,151		
	R10	348,344,351		
	R11	351,410,249		
利用料収入（見込み）	R7	40,062,100		
	R8	40,062,100		
	R9	40,062,100		
	R10	40,062,100		
	R11	40,062,100		
指定管理料上限額 （管理経費－利用収入）	R7	307,411,051	≒	307,412,000
	R8	307,411,051	≒	307,412,000
	R9	307,411,051	≒	307,412,000
	R10	308,282,251	≒	308,283,000
	R11	311,348,149	≒	311,349,000

荻野運動公園の指定管理者公募スケジュール

資料 2

	令和5年度		令和6年度																								令和7年度	
	2月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		4月	
	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬	上旬	下旬
市議会																		【12月定例会】									【2月定例会】	
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												
市議会																												

厚木市荻野運動公園指定管理者募集要領

令和 6 年 6 月

厚 木 市

厚木市荻野運動公園指定管理者募集要領

1 指定管理者制度の趣旨

公の施設の管理については、公共団体等に限られていましたが、平成15年9月の地方自治法（昭和22年法律第67号）の一部改正により、指定管理者制度が導入されました。これは、公の施設の管理について、民間の事業者に門戸を開放し、民間事業者等が有する発想及びノウハウを活用することにより、住民サービスの向上と経費の節減につなげようとするものです。

本市では、厚木市荻野運動公園（以下「運動公園」という。）の管理に当たり、平成21年度から指定管理者制度を導入しています。令和7年3月31日に指定管理期間が満了となることに伴い、令和7年4月1日以降の指定管理者の指定に当たっては、より一層の利用者サービスの向上を目的として、広く事業者を募集し、管理運営について創意工夫のある提案を募集します。

【根拠法令】

地方自治法

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第244条の2

- 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

厚木市都市公園条例（昭和50年厚木市条例第24号）

（指定管理者による管理等）

第20条 有料公園施設が設置されている公園のうち、厚木市荻野運動公園の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

2 施設の概要

(1) 名称

厚木市荻野運動公園

(2) 所在地

厚木市中荻野1500番地

(3) 施設の設置目的

本運動公園は、競技場、体育館、プール、テニスコート等の本格的な運動施設並びに市民の誰もがスポーツ、各イベント活動等に積極的に参加できる多目的広場、現存する豊かな植生を活かした野草園、あつぎこどもの森公園、これらを主体とした総合的なスポーツ・レクリエーション及びコミュニティの憩いの場として有効活用を図っていくことを目的とします。

(4) 施設等の概要

ア 施設面積 236,517.33㎡

イ 概要

(ア) 競技場	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建て
	敷地面積 25,679㎡
	建築面積 1,262㎡
	延床面積 2,939㎡
(イ) 体育館	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地下1階地上2階建て
	敷地面積 11,002㎡
	建築面積 6,486㎡
	延床面積 10,941㎡
(ウ) プール	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造地上2階建て
	敷地面積 4,939㎡
	建築面積 1,804㎡
	延床面積 2,389㎡
(エ) テニスコート	敷地面積 3,185㎡
(オ) 野草園	木造平屋建て（管理棟）
	敷地面積 33,748㎡
	建築面積 122.02㎡（管理棟）
(カ) あつぎこどもの森公園	木造平屋建て（管理棟及び作業小屋）
	敷地面積 約80,000㎡
	建築面積 198㎡（管理棟）
	161㎡（作業小屋）
(キ) 駐車場	第1駐車場 462台 身体障害者用 9台
	第2駐車場 32台 身体障害者用 1台
	第3駐車場 29台 身体障害者用 1台
(ク) その他	多目的広場、花原等

施設内容の詳細につきましては、別紙仕様書1ページの「3 管理対象施設の名称及び範囲」を参照してください。

(5) 利用時間及び休館日

厚木市都市公園条例施行規則（昭和50年厚木市規則等12号）で定めるとおりとし

ます。

(事業計画書を作成する際は、施設の利用時間を変更して提案することができます。
休館日の変更はできませんので注意してください。)

3 指定管理者が行う業務の内容

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 事務員等の配置
- イ 有料公園施設（競技場、体育館、プール及びテニスコート）に係る利用の承認、承認の取消し、利用中止、予約、窓口等に関する業務
- ウ 有料公園施設の利用料金の徴収、減免及び還付、適格請求書発行に関する業務
- エ 自主事業に関する業務
- オ 駐車場管理業務
- カ 広報業務
- キ 体育の日、年末年始の有料施設の開放等
- ク その他の業務に関する詳細については、別添仕様書のとおりとします。

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設内の清掃及び警備業務
- イ 建築物及び便益施設の保守管理業務
- ウ 設備機器管理業務
- エ 備品及び消耗品の管理業務
- オ 1件当たり100万円未満の修繕

(3) その他の業務等

- ア 事業計画書及び収支予算書の作成（毎年度）
- イ 事業報告書の作成（利用実績、収支決算書及び人材育成事業報告書）
- ウ 管理体制の整備
- エ 個人情報の保護
- オ 厚木市等関係機関との連絡調整
- カ 自己評価の実施
- キ 指定期間終了に当たっての引継ぎ
- ク その他日常業務の調整、実施及び報告
- ケ 物販事業（施設利用に係る物品等）
- コ ネーミングライツ受入協力

4 指定管理業務等に係る経費等の取扱いについて

(1) 経費等の支払について

指定管理業務に要する経費については、会計年度ごとに予算の範囲内で指定管理者と協定を締結し支払うこととし、支払方法は年度協定により決定します。

(2) 指定管理料の金額

各年度の指定管理料は、管理運営経費(支出)から利用料金(収入)を差し引いた指定管理料上限額以内とします。ただし、実際の指定管理料につきましては、提案された経費をもとに予算の範囲内で決定します。

厚木市が支払う指定管理料上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりです。

年 度	指定管理料上限額	備 考
令和7年度	307,412,000 円	
令和8年度	307,412,000 円	
令和9年度	307,412,000 円	
令和10年度	308,283,000 円	仕様書別紙11自家発電装置保守点検
令和11年度	311,349,000 円	仕様書別紙9冷温水発生機保守点検
合 計	1,541,868,000 円	

指定管理者が行う業務に係る管理運営経費の積算項目は次のとおりです。

項目	内容
人件費	給与、交通費、超過勤務手当、健康診断料、労働保険、社会保険、賞与及び福利厚生
事務費	事務用消耗品及び通信費（電話料金、FAX、電話専用回線使用料及び郵便料金）
修繕費	物品修繕費及び施設修繕費
管理運営費	管理用消耗品費、光熱水費、手数料、リース料（トレーニング機器、車両、OA機器賃借、券売機等）、原材料費（材木、杭、肥料等）、委託料（運営委託及び機器保守点検委託）、保険料及び燃料費等
一般管理費	

(3) 収入として見込まれるもの

指定期間中の施設の利用に係る収入は、指定管理者の収入とします。

ア 利用料金

厚木市都市公園条例（昭和50年厚木市条例第24号）及び同施行規則（昭和50年厚木市規則第12号）に定める利用料金を限度額として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とします。また、減免についても、指定管理者が行うことになります。

なお、指定期間中に厚木市都市公園条例が改正され、利用料金に変更が生じる場合は、別途協議するものとします。

イ 自主事業からの収入

ウ その他物販費等の収入

(4) 管理口座

管理運営に係る費用の支出及び収入は、当該団体自体の口座とは別の口座で管理してください。

5 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

6 管理の基準

(1) 法令等の遵守

厚木市荻野運動公園の管理に当たっては、地方自治法、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関連する法令並びに厚木市及び神奈川県条例等を遵守することとします。ただし、指定期間中にこれらの法令、規定等に改正があった場合は、改正された内容を仕様とします。

<主な関連法規>

ア 地方自治法

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

ウ 労働関係法令（労働基準法、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等）

エ 都市公園法（昭和31年法律第79号）

オ 厚木市都市公園条例（昭和50年厚木市条例第24号）及び同条例施行規則（昭和50年厚木市規則第12号）（市ホームページを参照）

カ 厚木市個人情報保護条例（令和4年厚木市条例第19号）及び厚木市個人情報の保護に関する規則（令和4年厚木市規則第37号）（市ホームページを参照）

キ 厚木市情報公開条例（平成13年厚木市条例第15号）及び同条例施行規則（平成14年厚木市規則第6号）（市ホームページを参照）

ク 厚木市暴力団排除条例（平成23年厚木市条例第12号）（市ホームページを参照）

ケ 厚木市公契約条例（平成24年厚木市条例第29号）及び同条例施行規則（平成24年厚木市規則第63号）（市ホームページを参照）

(2) 個人情報の取扱い

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり、個人情報を取り扱う場合は、厚木市個人情報保護条例等及び関係法令等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理に努め、個人情報を保護するために必要な措置を講じてください。

なお、厚木市個人情報保護条例の規定により、指定管理者を市の実施機関として定めておりますので、個人情報の漏えい等の行為には、厚木市個人情報保護条例に基づく罰則が適用される場合があります。

(3) 情報公開

指定管理者が指定管理業務を行うに当たり作成し、又は取得した文書等で指定管理者が管理しているものの公開については、厚木市情報公開条例の規定により、指定管理者を市の実施機関と定めておりますので、適正な運用をお願いします。

(4) 文書の管理及び保存

指定管理者が指定管理業務に伴い作成し、又は受領する文書等は、別途文書の管理に関する規定等を定め、適正に管理及び保存してください。なお、当該文書等は指定期間の終了時に市の指示に従って引き渡していただきます。

(5) 事業実績報告書の提出

毎年度終了後に、指定管理業務全般に係る事業実績報告書を作成し、年度終了後30日以内に提出していただきます。

(6) モニタリングの実施

市が定めた指定管理者制度導入施設のモニタリング指針等に基づき、モニタリングを実施します。

(7) 労働条件審査の実施

市は、指定管理者の執行する業務について、次のとおり指定管理期間内に労働条件審査を実施します。

ア 社会保険労務士による調査の実施

実地調査及び書類の調査を実施しますので、指定管理者は必要な対応を行うものとします。

イ 審査実施後の措置

審査の結果、指定管理者に法令違反等があると判断した場合、市は指定管理者に必要な改善措置を講じるよう通知及び是正通告を行います。

(8) その他

管理の基準に関する細目は、別途市と指定管理者の間で締結する協定で定めます。

7 事故への対応及び損害賠償に関すること

(1) 指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその賠償をしていただきます。

(2) 施設において事故が発生した場合に備えて、指定管理者は、あらかじめ事故対応マニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を市に報告していただきます。

8 応募資格

(1) 申請できるもの

法人その他の団体（以下「団体」という。）（個人での応募は不可）ただし、本社の所在地若しくは支店又は営業所等を本市内に有すること（本市が発行する納税証明書を提出できること。）を条件といたします。（指定管理者として選定された場合は、指定管理期間内は、当該要件を継続することとなります。）

ア 共同して行う申請

複数の団体で共同して申請する場合には、複数の団体が共同して構成する団体（以下「共同企業体」という。）として組織し、代表となる団体が申請してください。共同企業体を構成する団体のうち、いずれかが本社の所在地若しくは支店又は営業所等を本市内に有することを条件といたします。ただし、共同企業体の構成団体となった場合には、別に単独で申請を行うことはできません。

なお、複数の共同企業体の構成団体として申請することもできません。

イ 欠格条項

次のいずれかに該当する団体は、申請を行うことができません。これらの団体が行った申請は無効とします。共同企業体の場合には、構成団体のいずれかが次のいずれかに該当した場合には、当該共同企業体が行った申請は無効とします。

(ア) 破産者で復権を得ないもの

(イ) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により本市における入札参加を制限されているもの

(ロ) 地方自治法第244条の2第11項の規定により本市又は他の地方公共団体から指定管理者の指定を取り消され、当該処分の日から起算して2年を経過しないもの

(ハ) 国税及び地方税（特別徴収税額納入金を含む。）を滞納しているもの

(ニ) 地方自治法施行令に定める出資法人を除き、市議会の議員、市長、副市長又は、市の教育委員会、農業委員会等の委員若しくは監査委員が役員となっている団体（その役員について、地方自治法第92条の2及び第142条（地方自治法第166条第2項において準用する場合を含む。）の規定中「当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と、地方自治法第180条の5第6項の規定中「当該普通地方公共団体に対しその職務に関し請負をする者及びその支配人」とあるのは「当該普通地方公共団体において指定管理者の業務（その職務に関する場合に限る。）を行う団体（法人を除く。）の代表者その他役員」と読み替えてこれらの規定を適用した場合に、同規定に抵触するもの

(ホ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うもの

(ヘ) 厚木市暴力団排除条例第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等であるもの

9 申請等の手続

(1) 募集要領等の配布

ア 配布期間

令和6年6月17日（月）から令和6年7月5日（金）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 配布場所 厚木市都市みらい部公園緑地課維持管理係

厚木市役所第2庁舎15階

ウ 市ホームページへの掲載

令和6年6月17日（月）から令和6年7月5日（金）まで

(2) 提出書類

別添の指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、申請してください。提出書類は、返却いたしません。なお、提出された書類の著作権は、団体に帰属しますが、市は、提出された書類を団体の承諾を得ず、無償で公表し使用することができることとします。また、書類は、原則としてA4判とし、中央下にページ番号を付してください。

提出は、正本1部、副本13部としますが、指定管理者指定申請書、事業計画書、収支予算書及び事業実施予算書並びに団体概要書については、併せてCD-ROMを提出してください。

ア 指定管理者指定申請書（第1号様式）及び指定管理者指定申請書概要

イ 事業計画書（第2号様式）

ウ 収支予算書及び事業実施予算書（第3号様式）

※ 指定期間の年度ごとに作成してください。

エ 労働分野における質問回答書（第4号様式）

オ 団体の概要書（第5号様式）

カ 理事、評議員及び役員等名簿（第6号様式）

キ 登記事項証明書（法人の場合に限る。）

ク 定款、寄附行為その他団体の目的、組織、業務の執行等を示す書類
（共同企業体においては指定管理者共同企業体協定書）

ケ 決算書類等

(ア) 法人税の確定申告を行っている団体

申請の日を含む事業年度(以下「申請年度」という。)前3か年度に係る団体の貸借対照表、損益計算書及び法人税の確定申告書の控えの写し

(イ) (ア)以外の団体

a 申請年度前3か年度に係る団体の貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類

b 申請年度前3か年度に係る団体の損益計算書、収支計算書又はこれらに相当する書類

※ 申請年度に設立されたものにあつては、当該設立時における貸借対照表又は財産目録を提出してください。

コ 申請年度の団体の収支予算書又はこれに相当する書類

サ 申請年度直前の事業年度における団体の国税の納税証明書又は納税義務がない旨及び当該理由を記載した申立書

シ 団体の役員の氏名及び略歴を記載した書類

ス 団体が現に行っている事業の概略及び申請年度前3か年度に行っていた事業の概略を記載した書類(申請年度に設立されたものにあつては、現に行っている事業の概略を記載した書類に限る。)

共同企業体による申請の場合には、オからサまでの書類は、構成団体ごとに提出してください。

※ 指定管理者として決定された場合には、従事社員等の名簿により、社会保険、雇用保険及び労働者災害補償保険の被保険者であることが分かる書類の確認並びに社員等の健康診断の実施状況の確認をします。

(3) 現地説明会（見学会）

ア 開催日時 令和6年6月26日（水）午前10時00分から

イ 開催場所 厚木市荻野運動公園体育館会議室

ウ 内容

(ア) 募集要項等の説明

(イ) 厚木市荻野運動公園の見学

エ 留意事項

(ア) 厚木市荻野運動公園における指定管理者に係る募集要項等を当日持参してください。

(イ) 参加人数は、申請1者につき2人までとします。

(ウ) 参加を希望する団体は、現地説明会参加申込書(第7号様式)に必要事項を記入の上、開催日の前日午後5時15分までにFAX(046-225-3027)で公園緑地課に申し込んでください。

(エ) 参加者が多数の場合には、日時及び場所を変更する場合があります。

※ 当日、施設では通常の業務を行っているため、一部御覧になれない箇所がありますので御了承ください。

(4) 質疑事項

ア 受付期間

令和6年6月17日（月）から令和6年6月28日（金）までの間

イ 質問票の様式

別添「第8号様式」を利用してください。

ウ 提出方法

持参(6月28日（金）午後5時15分まで)、Eメール又はFAX(電話、来訪などの口頭等によるものは受け付けしません。)

なお、Eメール及びFAXによる送付の場合は、送付の旨を事前に公園緑地課まで電話で御連絡ください。

電話 (046) 225-2410

FAX (046) 225-3027

E-mail 4800@city.atsugi.kanagawa.jp

質疑事項については、令和6年7月8日（月）午後5時15分までに随時市ホームページ上で回答いたします。

(5) 申請

申請書に所要事項を記入の上、必要書類を添えて受付期間内に持参してください。郵送、FAX、Eメール等による受付は行いません。なお、提出後において、提出された書類の内容を変更することはできません。

また、本市が必要と認める場合には、追加書類の提出を求める場合があります。

ア 受付期間

令和6年7月8日（月）から令和6年7月22日（月）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ 受付場所

厚木市都市みらい部公園緑地課維持管理係（厚木市役所第2庁舎15階）

(6) ヒアリング審査

選考に当たり、事業計画書等の内容について、次のとおりヒアリング審査を予定しています。

ア 開催日時

令和6年9月を予定しています。

イ 場所

市が別途指定する場所とします。

(7) 留意事項

ア 提出書類の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、誤字脱字、計算間違い等について、確認の上、訂正を求める場合があります。

イ 提出書類の取扱い

提出された書類は、個人等に関する情報を除き、公開することがあります。なお、提出書類は、返却しません。

ウ 応募の辞退

応募書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（第9号様式）を提出してください。

エ 虚偽の記載をした場合の失格

応募書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

オ 市が必要と認める場合には、追加資料の提出を求めることがあります。

カ 申請者が多数の場合には、ヒアリング審査前に行う書類による審査において、上位3者程度に絞り込みますので、ヒアリング審査に参加できない場合もあります。

キ 団体の代表者（3人以内）から事業計画書の内容、団体の経営状況等について、ヒアリング審査を行います。なお、ヒアリング審査は、1団体20分以内を予定しています。（具体的な日時等については、応募者に別途御連絡します。）

(8) 申請に係る経費

申請に係る経費については、全て申請者の負担とします。

10 事業計画書及び収支計画書の作成について

(1) 事業計画書

ア 事業計画書に記載していただく主な事項

- (ア) 施設の適正な管理運営の基本的な理念
- (イ) 関係法令及び条例の遵守（関係法令の遵守体制、個人情報保護の対策及び環境方針への配慮と取組）
- (ウ) 保安・警備計画（利用者への安全確保、現金等の保管、災害時の対応等）
- (エ) 維持管理業務の基本的な考え方（保守点検等の頻度、内容、体制及び再委託に当たっての市内事業者の活用）
- (オ) 業務水準の維持及び向上方策（職員の適正な配置、研修体制及び利用者への配慮）
- (カ) 実施事業計画

イ 事業計画作成上の具体的な留意点

- (ア) 利用者に対して、競技大会開催時の運用計画及び大規模な競技大会の受入れに向けた環境整備の取組が示され、当該内容が適切であるか。また、施設の現状や抱える課題を踏まえたものとなっているか。
- (イ) 実施事業計画については、本市及び本施設の魅力を積極的にPRするとともに、利用者にとって魅力のある事業を計画、立案し、内容、目的、時期、対象者及び効果等の内容を具体的に作成されているか。
- (ウ) 本園のスポーツ施設を効果的に活用するため、外部団体等と積極的な事業協力を行い、スポーツを通じた市民交流を活性化させ、本市が掲げるスポーツの聖地づくりに寄与する事業計画を立案しているか。
- (エ) 海外等からのスポーツチーム受入れに向けた取組が示されているか。
- (オ) 健康福祉の増進を更に推進するための事業展開を計画し及び立案しているか。
- (カ) 指定管理者の業務を包括的に第三者に委託することはできません。
- (キ) 厚木市環境基本計画を基に自然環境と共生した事業計画を立案しているか。

(2) 収支計画書

ア 収支計画書に記載していただく主な事項

- (ア) 利用料金収入
- (イ) 市から支払う経費（指定管理料）
- (ウ) 事業収入（自主事業への参加者負担金収入等）
- (エ) 人件費（給与、交通費、超過勤務手当等）
- (オ) 事務費（事務用消耗品、通信費等）
- (カ) 修繕費（物品修繕費及び施設修繕費）
- (キ) 管理運営費（管理用消耗品費、光熱水費、手数料、リース料、原材料費、委託

料、保険料等)

(ク) 一般管理費

イ 添付書類

収支計画書には、利用料金の案を添付してください。

ウ 収支計画書作成上の具体的な留意点

(ア) 指定管理料（市から支払う経費）

各年度の指定管理料は、指定管理料の上限額以内とします。ただし、実際の指定管理料につきましては、提案された経費を基に予算の範囲内で決定しますので当該範囲内で収支計画書を作成してください。

荻野運動公園指定管理料の上限額

年 度	指定管理料上限額
令和7年度	307,412,000 円
令和8年度	307,412,000 円
令和9年度	307,412,000 円
令和10年度	308,283,000 円
令和11年度	311,349,000 円

※ 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年の3月31日まで）ごとに、指定管理者の請求に基づき、分割して支払います。支払時期、額及び方法は、協定で定めることとなります。また、精算は、原則として行わないものとします。

※ 施設の管理運営に直接関係する消費税率の引上げは、指定管理者の経費の増加に結び付くものであることから、市が対応します。

(イ) 業務の執行に必要な経費、事務用品、消耗品等については、経費に含んで収支計画書を作成してください。

(ロ) 火災保険については市が加入しますが、行事等の実施に係る賠償保険は指定管理者が加入してください。ただし、火災による施設の損傷等で指定管理者の責めに帰する場合には、指定管理者がその損害を負担することとなります。

(ハ) 利用料金の案は、別紙「厚木市都市公園条例第15条」を参照の上、施設ごとに単価及び金額を具体的に作成し、記入してください。

なお、利用者数及び使用料収入については、それぞれ別紙「荻野運動公園月別施設利用実績一覧(令和3年度～令和5年度)」及び「荻野運動公園使用料収入内訳(令和3年度～令和5年度)」のとおりです。

(ニ) 回数利用券（プリペイドカード）については、市内4施設で共通利用できるようになっており、今後も同様の扱いとします。なお、共通使用できる施設は次のとおりとします。

(a) 荻野運動公園（共用使用に限る。）

競技場、体育館、メインアリーナ、サブアリーナ、多目的室、トレーニング室、プール及びジョギングコース

(b) 東町スポーツセンター（共用使用に限る。）

第1体育室、第2体育室、第1武道場、第2武道場、弓道場及びトレーニング室

(C) 猿ヶ島スポーツセンター（共用使用に限る。）

体育室及び多目的室

(d) 南毛利スポーツセンター（共用使用に限る。）

体育室及び多目的室

(h) 共済組合等の年間利用契約を締結した団体等の助成券に係る利用料金については、指定管理者が立て替えることから、当該利用日の属する期間の指定管理者の収入とします。なお、共済組合等からの支払は、請求した月の翌々月までに行われます。

11 選定方法等

指定管理者候補者の選定に当たっては、厚木市指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）が、応募者から提出された事業計画書等に基づき、審査を行い、指定管理候補者を選定します。その後、選定評価委員会の選定結果に基づき、市が指定管理者候補者を決定し、議会の議決を経て指定管理者を決定します。

なお、選定に係る審査基準等は次のとおりになります。

(1) 選定基準

- ア 住民の公平な利用が確保されること。
- イ 関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること。
- ウ 管理業務につき、相当の知識及び経験を有する者を従事させることができ、必要な人員を確保できると認められること。
- エ 安定した経営基盤を有していること。
- オ 事業運営が効果的かつ効率的に行われるものであること。
- カ 応募価格（収支計画書に記載された金額）

(2) 選定評価委員会

ア 選定評価委員会の役割

指定管理者の指定のため、応募者から提出される事業計画書、提出書類等について検討し、指定管理者候補者を選定します。

(3) 選定手続

ア 書類審査

イ ヒアリング審査

団体の代表者（3人まで出席可）から事業計画書の内容、団体の経営状況等について、ヒアリングを行います。

(4) 選定結果の通知及び公表

ア 指定管理者候補者の選定結果については、候補者の決定（令和6年10月下旬を

予定) 後速やかに応募者全員に通知いたします。

イ 指定管理者の選定結果については、議会の議決後、速やかに決定者に通知するとともに市ホームページで公表します。

12 協定の締結

指定管理者に指定されたものは、市と細目の協議を行い、市との間で基本協定書及び年度協定を締結します。

(1) 協定書の主な内容

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画書に記載された事項
- ウ 本市が支払うべき経費に関する事項
- エ 利用料金に関する事項
- オ 減免の取扱いに関する事項
- カ 管理業務に関し保有する個人情報の保護に関する事項
- キ 利用状況及び事業報告に関する事項
- ク 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ケ 暴力団排除条例に関する事項
- コ 厚木市公契約条例に関する事項
- サ その他必要と認める事項

(2) 協定の締結に際し必要な事項

協定の締結に際し、必要な事項については、市と指定管理者が協議の上、定めることとします。

(3) 協定が締結できない場合の措置等

指定管理者が、協定の締結までに次に掲げる事項に該当するときは、その指定を取り消し、協定を締結しないことがあります。

- ア 正当な理由なく協定に応じないとき。
- イ 財務状況の悪化等により、管理業務の履行が確実にないと認められるとき。
- ウ 著しく社会的信用を損なう等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

13 その他の事項

(1) 事務引継業務

指定管理者による管理業務の開始までの期間に引継業務として、おおむね次の業務を行っていただきます。詳細については、指定管理者に提示します。なお、引継業務期間の費用については、指定管理者の負担とします。

- ア 現指定管理者からの業務引継ぎ業務
- イ 事業実施計画書等作成業務

指定管理期間内で実施する事業の具体的な実施計画を、市と協議の上、作成してください。

ウ 各種印刷物等作成業務

各種印刷物等とは、市民向けの広報、施設利用案内パンフレット等、施設の管理運営を開始するに当たり必要となる印刷物をいいます。

エ 広報宣伝業務

指定管理者が実施する事業等のPRに関すること。

オ 本市との連携及び調整業務

カ その他指定管理の開始までに必要な業務

(2) 指定管理者の指定の取消し等

地方自治法の規定により、指定管理者が行う施設の管理の適正を期すために、本市が行う指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。この場合、指定管理者は本市に対し、取消しに係る損害賠償を請求できません。

(3) 緊急事態等における指定管理者と市とのリスク分担について

別紙「厚木市と指定管理者とのリスク分担表」を参照してください。

ア 不可抗力における指定管理の終了

(ア) 不可抗力による当該施設の損壊等により、指定管理者による管理が不可能となったときは、不可能となった時点をもって、市は指定管理者の指定を取り消し、指定管理者による管理を終了します。

(イ) この場合において、指定管理料は、協定書において定める年額経費を日割計算で精算するとともに、利用料金制度による施設においては、指定管理者は、不可能となった時点以降の利用に係る利用料金を市に引き渡すこととなります。ただし、指定管理者は、市に対し、取消しに係る損害賠償を請求できません。

イ 緊急事態における施設の使用

(ア) 市は、自然災害等の発生により、施設を住民の避難場所、援助物資の集積場所等に使用するなど、緊急にその施設を目的外で使用する必要がある場合には、指定管理者に対して業務の変更等について協力を要請することができ指定管理者は、誠実に要請に応じなければなりません。このような中で、運動公園は、厚木市地域防災計画において、広域避難場所及び指定避難場所として位置付けられており、その役割として次に掲げる事項があります。

a 施設の機能確保、応急対策

b 物資供給、集積拠点の確保、救援及び物資の仕分け管理（体育館メインアリーナ及びサブアリーナ）

c ヘリポートの確保（多目的広場）

d 宮の里4自治会の指定避難所（会議室及び多目的室）

e 広域避難場所（飯山、宮の里、中荻野及び上荻野の4,000人を対象）

(イ) この場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、指定管理者において著しく不利益とならないことを基本として、市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

ウ 執行される選挙への対応

運動公園は、国政選挙、県政選挙及び市政選挙の開票所並びに期日前選挙の投票所になっています。開票日は、開票事務の終了まで体育館事務所に待機することとなります。この場合において施設利用料金は免除となります。

エ 大規模修繕等に係る対応

緊急に、大規模修繕等が必要となり、施設の開館が不可能となった場合における管理費及び利用料金制度による施設の利用料の取扱いについては、その都度、市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

なお、令和7年度に体育館メインアリーナの天井改修工事、令和8年度にサブアリーナの天井改修工事を予定しており、当該工事によって生じた施設の管理費及び施設の利用料の取扱いについては、市と指定管理者との間で協議を行うこととなります。

(4) 事業の報告

指定管理者は、毎月、前月分の事業の実施状況、施設等の利用状況及び利用料金の収入状況に関する報告書を作成し、市に報告するとともに、地方自治法第244条の2第7項に規定する事業報告書を、年度終了後30日以内に市に提出することとなります。

(5) 公租公課について

公租公課は、指定管理者の負担となります。

(6) 車両の駐車について

指定管理者の従業員等が通勤で使用する車両の駐車場につきましては、各自で対応することとなります。

(7) 厚木市公契約条例について

本施設の管理は、労働報酬下限額が適用され、労働報酬下限額以上の労働の対価の支払、労働者等への周知等、厚木市公契約条例施行規則別表第1に掲げる事項を協定で定めます。申請に当たっては、厚木市公契約条例、厚木市公契約条例施行規則及び厚木市公契約条例の手引を理解した上で行ってください。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入が予定されているインボイス制度において、施設利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、適格請求書発行事業者登録を始め、必要な対応をするものとします。

14 担当部署

厚木市都市みらい部公園緑地課維持管理係

住所 〒243-8511 厚木市中町3丁目17番17号（市役所第二庁舎15階）

担当 福元・福岡

電話 046-225-2410

FAX 046-225-3027

E-mail 4800@city.atsugi.kanagawa.jp

【添付書類、様式集、市ホームページ参照】

1 添付書類

- (1) 厚木市荻野運動公園指定管理者仕様書（別紙）
- (2) 厚木市と指定管理者とのリスク分担表（別紙）
- (3) 荻野運動公園備品リスト（別紙）
- (4) 厚木市荻野運動公園の建物平面図（別紙）
- (5) 経費概要(令和3年～令和5年)（別紙）
- (6) 荻野運動公園使用料収入内訳(令和3年度～令和5年度)（別紙）
- (7) 荻野運動公園月別施設利用実績一覧(令和3年度～令和5年度)（別紙）
- (8) 厚木市公契約条例に基づく特記事項（別紙）

2 厚木市荻野運動公園指定管理者指定申請書 様式集

- (1) 指定管理者指定申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書及び事業実施予算書（第3号様式）
- (4) 労働分野における質問回答書（第4号様式）
- (5) 団体の概要書（第5号様式）
- (6) 理事、評議員及び役員等名簿（第6号様式）
- (7) 現地説明会参加申込書（第7号様式）
- (8) 質問票（第8号様式）
- (9) 辞退届（第9号様式）
- (10) 指定管理者指定申請書概要

3 本市ホームページ参照

- (1) 厚木市都市公園条例及び施行規則
- (2) 厚木市個人情報保護条例及び保護に関する規則
- (3) 厚木市情報公開条例及び施行規則
- (4) 厚木市暴力団排除条例
- (5) 厚木市公契約条例及び施行規則
- (6) 厚木市公契約条例の手引
- (7) 指定管理者候補者選定の審査方針（書類審査、ヒアリング審査、選定）
- (8) 指定管理者制度導入施設のモニタリング指針